

前回（第2回）検討部会における意見まとめ

火気器具上部に設ける排気ダクトについて

点検及び清掃について

- 点検や清掃に従業員に求めるのであれば、点検・清掃が必要である旨の周知だけでなく、その従業員の教育訓練（場所、方法および頻度などの手順作成も含む）の必要性も訴求し、官民連携を取りながら広く粘り強く啓発していくことが必要。

周知・広報について

- 既設のお店への周知が非常に難しいと感じるため、周知方法をよく検討して頂きたい。規制そのものは実驗的な裏付けのある説得力のあるものになっているが、パブリシティが問題になりそうで、大手の設備業者が施工に関与することの少ない案件なので、関係事業団体に協力を仰ぎ、リーチしていく必要があると考える。清掃方法や記録などの指導方針が定まったところで、広報の方針も検討いただきたい。
- また、詳細について指導基準が作成されるのは良いが、ルールを守らせる仕組みを検討すべき。

設置基準の法令化について

- 防火ダンパーの温度ヒューズの公称作動温度は、火災時の作動（ダンパー閉鎖）と通常営業時の誤作動（誤閉鎖）防止等のバランスを考慮して一般的に120℃から180℃の作動温度範囲で設定されているが、ダンパーの設置位置が火気器具の至近になるほど高温に設定される。火災現場で実際に使用されていたものも、設定温度は色々あり、180℃、280℃で不作動という事例があった。
- 防火ダンパーによる延焼防止は、定期的な清掃が最も重要だが、防火ダンパーは鋼板製で、作動（閉鎖）はスプリングを使用しており、長期における高温下での使用は、機能を阻害する可能性がある。

防火ダンパーについて

- 火気器具上部に設ける排気ダクトについて、現状、設置基準等が定められていないので、消防法施行令及び対象火気省令等の改正により、法令的に定義する方が望ましい。その上で、清掃頻度、具体的な維持管理等については、東京消防庁が定めている技術基準のように運用通知、ガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- また、グリス除去装置等の設置位置については、消防法令で示して頂きたい。

厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離について

グリス除去装置の清掃について

- 離隔距離が短くなった場合、グリス除去装置などのメンテナンスが難しくなる恐れがある。
- メンテナンスが不足すると換気風量の低下が懸念されるため、メンテナンススペースとしての離隔距離も考慮する必要がある。

一酸化炭素中毒について

- 換気不足による一酸化炭素中毒が事故につながっているとの報告があった。換気警報器が一定の効果を持っているが、規制緩和が点検やメンテナンスを困難にしない配慮が必要となる。
- デッキオーブンの離隔距離の規定について、一般財団法人日本ガス機器検査協会を通じて経済産業省ガス安全室に伝達してもらうとよい。

グリス除去装置との火災予防上安全な距離を要しないデッキオーブンの要件について

- デッキオーブンの仕様や構造のほかに、排気温度の基準が必要ではないか。